5　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

6　⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［7　略］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第６号様式別表12記載要領

1　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項から第４項までの規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［2　略］

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

［5　略］

6　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場

5　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

6　⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［7　同左］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十九　挿入］

第６号様式別表12記載要領

1　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項から第４項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第21条第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項から第４項まで若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［2　同左］

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

［5　同左］

6　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場